

**六価クロムに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 平成 30 年 8 月 1 日～平成 30 年 8 月 30 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通
4. 頂いた意見・情報（概要）及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報（概要）※	食品安全委員会の回答
1	<p>■六価クロムが検出されている海外の例として、毛皮製品がある。</p> <p>2012年のイタリアでの調査で高級ブランドを含む商品から六価クロムが検出されている</p> <p>2014年のイタリアでの調査で2012年とは別の高級ブランドを含む商品（子供服を含む）から六価クロムが検出され、EUで回収命令が出された。</p> <p>2015年のチェコ共和国での調査で一般的な商品から六価クロムが検出された</p> <p>2015年のデンマークでの調査で量販（カナダグースなど）ブランド商品から六価クロムが検出された</p> <p>これら鞣し工程はヨーロッパで行われたものもあり、より排出規制がゆるい地域で鞣しが行われた商品はより危険性が高い可能性があり、そのような国からの輸入商品を検査すべきである。</p> <p>■革製品の鞣しに使われており、これらに残留している可能性はないか、確認す</p>	<p>食品安全委員会では、食品の摂取による健康への影響を評価しています。</p> <p>いただいた御意見については、厚生労働省に情報提供いたします。</p>

	<p>べきではないか。特に日本は鞣しを工程を国内で行うことが環境規制的に容易ではないため、海外に輸出して行っていることが多い。海外製の製品の検査を行うべきである。</p>	
--	---	--

※頂いた意見・情報については、原文のまま記載しています。